

田沼行政センター外
照明灯 LED 化事業手法検討業務委託
仕様書

令和4年（2022年）

佐野市総合政策部財産活用課

田沼行政センター外照明灯 LED 化事業手法検討業務委託 仕様書

第 1 章 総則

(要旨)

第 1 条 本仕様書は、佐野市（以下「甲」という）が発注する、田沼行政センター外照明灯 LED 化事業手法検討業務（以下「本業務」という）を実施する受託者（以下「乙」という）が実施する内容を定めたものである。また、作業の詳細については本仕様書に定めるほか担当職員と綿密な打ち合わせを実施して、その記録と併に契約内容と同等の効力を有するものとする。

(業務の目的)

第 2 条 本業務は、第 2 次佐野市総合計画及び佐野市地球温暖化対策実行計画において、温室効果ガス総排出量の削減を目標とし、全庁的に省エネルギー対策を推進するため、公共施設全般についてその屋内・屋外の照明施設について効果的に高効率化を図る手法について検討することを目的とするものである。

(疑義等)

第 3 条 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議を行い決定するものとする。

(業務概念)

第 4 条 本業務の実施にあたっては、甲の意図及び目的を十分理解したうえで、経験豊かな主任技術者を選任し、適切な人員を配置して高度な技術を発揮するよう努力するとともに的確丁寧に本業務を行わなければならない。

(瑕疵等)

第 5 条 本業務完了後といえども、乙に起因する不良箇所が発見された場合には、速やかに甲が必要と認める修正、その他必要な措置を乙の責任において行うものとする。

(工期)

第 6 条 本業務の工期は契約締結日から令和 5 年 1 月 3 1 日とする。

(成果品納入先)

第 7 条 本業務の成果品納入先は佐野市総合政策部財産活用課とする。

第2章 業務内容

(業務概要)

第8条

(1) 基本数量

- | | |
|-------------|-----------------|
| ①対象設備保有所管課数 | 35部署 |
| ②対象施設数 | 244施設 |
| ③対象設備数(照明) | 3,468灯(屋内・屋外含む) |

※令和3年8月調査時点の数値であり、屋内施設については蛍光灯を除いた数値

(2) 業務内容

- ①計画準備
- ②資料収集整理
- ③調査・検討
- ④実施手法の検討
- ⑤打合せ協議
- ⑥別途提案の検討

(計画準備)

第9条 本業務実施に当たり次のとおり計画を立案し作業全般についての準備を行う。

- (1) 業務遂行を統括する主任技術者及び照査技術者を選任し、甲にその届け出を行う。
- (2) 主任技術者のもと作業を担当する配置技術者として、公共施設の屋内又は屋外照明の設計・開発を実施した経験を持つものを選任させることとする。
- (3) 対象公共施設の把握として甲より所管部署ごとの施設情報の提供を受け、その利用形態、特に年間及び日毎の施設利用状況を確認し、調査元資料としてリスト化を行う。
- (4) 甲の担当職員と打ち合わせを実施し、甲の業務委託の目的と目指すべき方向性を充分理解したうえで、作業工程及び実施計画を立案し担当職員の承認を得る。

(資料収集整理)

第10条 前条でリスト化した資料より、各所管課から本業務に必要な詳細情報を収集する。

- (1) 乙は調査に必要な設備などの種類及び項目について選定し、所管部署設備照会表を作成する。
- (2) 乙は甲の協力のもと、各所管部署に前記の照会表を配布し必要情報の収集を行う。また、必要に応じ設備所管担当者への説明と現地に赴き実地確認を行い、収集する情報を補完させる。
- (3) 全体の設備情報を収集した後は、漏れ抜けがないかの再確認と、論理的なチェックを行い収集情報整理結果として甲に報告する。

(調査・検討)

第 11 条 前条にて整理された設備情報を基に以下の手順にて、各施設の利用状況をヒアリングにて調査し、高効率照明（以下「LED」という）に改修した場合の費用対効果について検討する。

- (1) 甲の協力のもと各部署から施設利用状況と照明機器の稼働状況についてヒアリングを行い、使用電力量の年間推計値を算出する。
- (2) 前記の結果から全体電力契約情報と対比し、照明設備に係る電力使用率を施設毎に算出する。
- (3) 既設の照明機器を LED に交換した場合の、施設全体の電気使用量の削減可能推計値を算出する。なお、推計に使用する LED は、施設の利用人数、主な利用内容（PC 操作系、製図系、会議系、作業系、運動系など）を考慮し適切な照度を確保できるよう国内の代表的な照明メーカーの製品を採用案として仮選定し、その定格電力（W 数）から算出する。なお、仮選定する LED 機器の基準は、トップランナー基準（経済産業省令和元年 7 月告示第 46 号「照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」）を下回らない製品とする。
- (4) 施設平面図及び現地の写真を撮影し、既設照明機器が設置されている位置、角度、高さ、方向、設置壁の素材などについて、詳細に調査し調査元資料に付加する。なお、甲の依頼により施設管理者の協力を得て本作業に替えることも可とするが、前条の資料収集と照会が二度に及ぶため効果的な手法があれば、担当職員と協議してこれに替えることも可とする。
- (5) 前作業までで作成と収集した情報を集約し、LED に交換する場合の施設毎の工事単価と必要材料単価を調査する。
 - ① 工事単価は、安全対策費、高所作業費、労務費、雑材料費、一般仮設費等及び廃棄物処理費を含むこと。
 - ② 材料単価は、少なくとも国内照明メーカー 2 社以上の同等性能を有する LED の令和 4 年度時点の実勢単価（調達単価）の平均単価とする。
- (6) 以上の作業から、施設毎に既設照明から LED に改修した場合の費用対効果として、投資回収年を算出し、施設及び所管部署単位で取りまとめることとする。なお、既設及び改修後の電気料金は東京電力発表の直近単価をもって算出すること。但し、既存施設にて新電力等との契約体系を採用している施設については担当職員と協議の上取りまとめることとする。
- (7) 既設照明及び LED の不点灯などの不具合発生頻度とそれぞれの機器についての耐用年数（照明メーカー基準）について整理し、担当部署及び施設毎のストック費（維持管理に係るランニング経費）を考慮した費用対効果検証報告書を作成する。

(実施手法の検討)

第 12 条 前条の結果から、担当部署ごとに以下の手法による LED 化事業実施の効果性について言明し、事業実施の手法による効果性と実効性の検討を行い報告書にまとめるものとする。

①一括工事発注形式

②耐用年数ごとの賃貸借（役務提供サービス）又は単純リース契約

③担当部署合同又は複合による高効果の可能性シミュレーション

※その他として、乙による別途提案手法があれば担当職員と協議して併せて検討し報告書に追加する。

(打合せ協議)

第 13 条 本業務実施にあたり、工程ごとの進捗報告と担当職員と綿密な打ち合わせを実施し、その記録を作成し双方の確認を行う。なお、想定する打ち合わせは最低 5 回程度を想定しているが、作業工程によっては必要に応じ適宜打ち合わせ回数を増やすことがある。この場合も、実地調査の過程での協議として仕様変更には該当しない。

(別途提案の検討)

第 14 条 乙において本業務で対象としている設備以外や第 12 条で想定している実施手法について、地方債の活用、国からの補助金利用など有益な情報や、国からの省エネルギー支援関連の新たな予算措置が公開された場合など、担当職員と協議の上、本市にとって有用な情報を収集し報告する。

(その他)

第 15 条 本仕様書の作業内容を遂行するにあたり、関係部署との調整は甲が行うが、その内容説明は乙が行うこととする。また、基本数量に変動があった場合は甲の担当職員に報告しその指示に従うこととする。

(成果品)

第 16 条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

(1) 対象公共施設情報一覧

(2) 所管部署別設備照会結果

(3) 費用対効果検証報告書

(4) 田沼行政センター外照明灯 LED 化事業手法検討報告書

(5) 各種電子データ

(6) その他、作業過程で発生する各種関連データ

第8条 (1) 基本数量 算出根拠資料 (参考)

令和3年8月調査時点

課名	施設数	屋外灯数	屋内灯数	灯数1割増	
1	いきいき高齢課	12	36	0	40
2	学校管理課	27	335	586	1,013
3	学校教育課	2	8	0	9
4	環境政策課	4	129	0	142
5	観光立市推進課	10	108	0	119
6	教育センター	1	5	0	6
7	行政経営課	1	13	0	14
8	郷土博物館	1	6	0	7
9	葛生行政センター	1	6	0	7
10	健康増進課	1	15	0	17
11	建築住宅課	5	77	0	85
12	こども課	6	55	0	61
13	産業立市推進課	8	104	0	114
14	市民活動促進課	1	7	0	8
15	市民生活課	4	148	0	163
16	下彦間集落センター	1	1	0	1
17	生涯学習課	23	232	0	255
18	上下水道局下水道課	4	45	0	50
19	水道課	20	52	0	57
20	総務課	64	284	0	312
21	田沼行政センター	1	36	0	40
22	常盤診療所	1	2	0	2
23	都市計画課	1	132	0	145
24	農山村振興課	8	82	0	90
25	野上診療所	1	1	0	1
26	飛駒診療所	1	1	0	1
27	飛駒地区活性化センター	1	2	0	2
28	氷室診療所	1	1	0	1
29	文化財課	2	33	0	36
30	文化立市推進課	3	113	0	124
31	保育課	6	65	0	72
32	三好生活改善センター	1	1	0	1
33	隣保館	8	20	0	22
34	新合診療所	1	2	0	2
35	スポーツ立市推進課	12	184	224	449
合計	244	2,341	810	3,468	